

神奈川県内大学院間の単位互換に関する取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、神奈川大学大学院学則第13条、第44条の3並びに神奈川県内の大学間における学術交流に関する協定書1.の1)及び2)に基づき、神奈川県内の大学院間における授業科目の履修及び研究指導の委託（以下「単位互換」という。）に関して必要な取扱いについて定める。

（実施研究科）

第2条 この規程で単位互換を実施する研究科・専攻（以下「各研究科」という。）は、別表のとおりとする。

（提供科目の決定）

第3条 各研究科は、大学院学則第44条の3に規定する学生（以下「単位互換履修生」という。）が、履修することができる授業科目（以下「提供科目」という。）を、研究科委員会の議を経て所定の時期（前年度の11月下旬）までに決定する。

（学生の受入れ）

第4条 単位互換履修生が、前条の提供科目の履修を出願してきたときは、各研究科委員会において、所定の時期までに受入れの決定を行う。

2 前項の決定にあたっては、原則として、授業に差支えない限り、受入れを許可するものとする。

3 単位互換履修生の所属研究科・専攻及び学年について制限を設けないものとする。

4 単位互換履修生が、研究指導を希望するときは、あらかじめ本大学院の指導教員を決定しなければならない。

（科目履修、試験、並びに成績評価）

第5条 前条により受入れた学生の科目履修、試験並びに成績評価については、本学大学院学則の定めるところにより実施する。

（学生の派遣）

第6条 本学の学生が他大学院の提供科目の履修及び研究指導を希望した場合は、指導教授の許可を得た上で、研究科委員会の議を経て所定の時期までに派遣の決定を行う。

（科目履修登録）

第7条 前条において、科目履修登録ができる単位数は、10単位以内とする。

（単位の認定）

第8条 前二条により修得した単位は、大学院学則第13条の2に規定する修得単位を含めて、10単位を限度として認定する。

2 前項の単位は、各研究科の定めるところにより課程の修了要件単位に算入することができる。

3 この規程で修得した単位の成績評価は、一律に「認定」とする。ただし、修得できなかった場合は「不」とする。

（事務の所管）

第9条 この規程に関する事務は、学部大学院課及び平塚教務課が所管する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成13年度在籍者から適用する。

附 則（平成16年3月22日規程第604号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月16日規程第653号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成23年度入学者から適用する。

別表

研究科・専攻		単位互換科目の履修可能単位数(1)		単位互換科目の修了要件への算入可能単位数(2)		備 考 (認定方法等)
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程	
法学研究科	法律学専攻	10		8		研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。
経済学研究科	経済学専攻	10		8		研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。
経営学研究科	国際経営専攻	10		8		研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。
外国語学研究科	欧米言語文化専攻	10		8		研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。
	中国言語文化専攻	10		8		研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。
人間科学研究科	人間科学専攻 (ただし、人間科学研究領域のみ)	10		8	0	博士前期課程の研究指導科目修得の場合は、従たる指導教授の演習科目修得の場合と同等に認定する。
理学研究科	情報科学専攻	10		6		授業科目(講義)のみ認定する。
	化学専攻	10		6		授業科目(講義)のみ認定する。
	生物学専攻	10		6		授業科目(講義)のみ認定する。
工学研究科	機械工学専攻	10		8		授業科目(講義)を修得した場合は、D類として認定する。 研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。
	電気電子情報工学専攻	10		8		授業科目(講義)を修得した場合は、D類として認定する。 研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。
	応用化学専攻	10		8		授業科目(講義)を修得した場合は、D類として認定する。 研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。
	経営工学専攻	10		8		授業科目(講義)を修得した場合は、D類として認定する。 研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。
	建築学専攻	10		8		授業科目(講義)を修得した場合は、D類として認定する。 研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	10		8		授業科目(講義)を修得した場合は、B類として認定する。 研究指導科目修得の場合は、必修科目として認定する。